

全学統一入試

(後 期)

国 語

令和 8 (2026) 年度

試験学科
経営学科
ホスピタリティ・マネジメント学科
経済学科
法律学科
国際関係学科
多文化コミュニケーション学科
現代社会学科
健康スポーツ科学科

試験時間 (60分)

解答 … 巻末

一、次の文章を読み、以下の設問に答えよ。

豊臣秀吉は一六世紀末に戦国の世をへいⁱ定し、九州から東北までの地を統一した。刀狩りが秀吉によって発令されたのは一五八八年である。その刀狩令の第一条には、諸国の百姓たちが刀や脇差^{わきざし}、弓、鎧^{よろい}、鉄砲をはじめとするさまざまな武器を所持することを禁止する、ということが書かれていた。

ここから刀狩りについて、後年、次のような見方がひろく定着するようになった。つまり、秀吉は戦国大名たちによって

ア されていた諸国を統一し、それによって統合した軍事力を背景に、百姓（つまり一般の民衆）からことごとく武器を没収し、彼らを権力に抵抗できない無力な存在へと武装解除した、という見方である。

こうした見方は現在でもひじょうに根強く残っているが、しかし実際のケン証ⁱⁱを経たものではなく、藤木久志『刀狩り――武器を封印した民衆――』が示しているように、刀狩りの実態はもつと違ったものだったようだ。

藤木は歴史学者として、刀狩りがじつは民衆の武装解除を意図したものではない、ということの証拠を数多く提示している。たとえば、刀狩令ではあらゆる武具の所持をことごとく禁止するということが謳^{うた}われているが、刀狩りの実際の現場では、鉄砲や鎧といった重要な武器の没収にはほとんど関心がよせられず、

イ 刀や脇差の没収だけが熱心におこなわれた、ということなどだ。

当時、鉄砲や鎧といった武器が百姓たちの村にほとんどなかった、というわけではない。それどころか事態はまったく逆で、鉄砲は、鳥獣を狩猟したり、害獣ⁱⁱⁱをク除したりするために各村にかなりの量が所持されていた。にもかかわらず、これらの武器は刀狩りではあまり熱心に没収されていないのだ。

藤木は刀狩りの実態をものがたる印象的なエピソードを紹介している。刀狩りから五〇年ほど経った一六三七年に、九州の島原でキリスト教徒の民衆を中心とした大規模な百姓一揆^{いっき}が起こった。いわゆる島原の乱である。この一揆は最終的には徳川幕府によって鎮圧されたのだが、そのときに領主によって押収された一揆方の武器は、鉄砲三二四挺^{ちよう}、刀・脇差一四五〇腰にのぼったという。すなわち、刀狩りから五〇年経過した時点でもなお、これだけの武器が百姓の手元にはあったということだ。刀狩りが実際には百姓を武装解除したわけではないということを、このエピソードはよく示しているだろう。

*

では、刀狩りの目的とはいったい何だったのだろうか。その目的は人びとの身分を士と農に明確に区別することにあつた、と藤木は論じている。つまり、帯刀の権利を武士だけにかぎり、百姓の帯刀権を原則として禁止する、という目的だ。ただし帯刀というのは大小二本の刀を差すことをいい、したがって刀狩り後も百姓は脇差を差すことは認められた。

I

帯刀権を制限することで武士の身分と農民の身分を区別する。これが刀狩りの直接的な目的であるなら、それはさらにいかなる効果を狙ったものだったのだろうか。それを知るためには、刀狩りの時代、帯刀することがどのような意味をもっていたのかを理解する必要がある。

刀狩りは中世から近世への転換期におこなわれたが、藤木によれば、中世の時代には、村々の百姓は、現代のわれわれが想像するよりもはるかに日常的に、かつ自立的に暴力を行使していた。村の治安維持は イ それぞれの村が責任をもっておこなうことであり、村人たちは武器を携えて犯人の逮捕や処刑にあたった。また、周囲の村々とのナワバリをめぐる境界紛争も、村どうしの武力行使によって解決されるというのが当然の鉄則であった。当時は、マックス・ウェーバー『職業としての政治』に記された言葉——「過去においては、氏族を始めとする多種多様な団体が、物理的暴力をまったく ウ な手段として認めていた」——がそのままではまるような暴力の体制だったのである。

また、戦国の時代には、百姓たちは農閑期に武家奉公というかたちで大名たちに雇われて戦場にもいった。人さらいや家財の略奪などによって農閑期の稼ぎを得るためだ。 Ⅱ という観念はヨーロッパ中世にもひろくみられるものだが、同じことは雑兵として戦場に エ 日本中世の百姓たちにもあてはまるのである。

このような、自力によってみずからの利益や安全を確保する村の社会では、武装するということは当然、村政に参加する自立した人間の名誉をあらわした。刀というのはその名誉の象徴だったのである。村における成人（当時は一四歳から一七歳ぐらい）の儀式で刀を差す祝いがひろくおこなわれていたのはそのためだ。つまり、中世において帯刀するということは、みずからの力によって自己や共同体を守り、問題解決をする、 Ⅲ だったのである。

藤木は、こうした名誉の表象である刀を百姓から奪うことが、刀狩りのもつ効果だったと指摘している。わたしもその指摘は正しいと思う。ただし問題はその先で、なぜ秀吉はそのようなことをしたのかを考えなくてはならない。

*

藤木は、秀吉が名誉の表象である刀を百姓から奪おうとしたのは、国内平和の実現のためだったと考えている。つまり、百姓たちがみずからの武力行使によって問題解決にあたることを抑制し、暴力が社会に蔓延まんえんしてしまうことを防ごうとしたのだ、と。

たしかにそうした側面はあっただろう。実際、藤木が指摘しているように、秀吉は刀狩りと並行して、村同士が紛争解決にみずからの武力をもちいることを、私的な喧嘩けんかとして厳しく規制しようとした。これは村の「喧嘩停止令ちやうじ」と呼ばれ、その判例がいくつも残されているという。また、同じように秀吉は、大名たちが領土の境界をめぐる紛争を武力によって解決することを「私戦」として退け、幕府が紛争を直接裁定するという新しい紛争解決の方法を示した。

しかし、こうした国内平和の実現というのは、権力の論理というものを考慮に入れるなら、むしろ刀狩りの オ な意図だったと考えなくてはならないだろう。というのも、統治権力の側からすれば、百姓たちから武装権を奪い、彼らの武力行使を違法化するということは（そして、大名たちがみずからの武力行使によって独自に紛争解決することを退けるということとは）、みずからだけが暴力を行使し、紛争を処理し、決定をくだす権利をもつという状態を確立することにほかならないからだ。

中世の刀が百姓にとって自立した人格の名誉をあらわしたように、みずから武装し、何か問題があればみずから暴力によって事に当たるということは、自立的に決定する権利をもつ政治的な主体になるということにほかならない。刀狩り以前は、そうした暴力の行使にまつわる権利（暴力をもちいる権利やそれをもとに決定する権利）が社会のなかに拡散している状態

だった。その状態を止揚し、暴力にまつわる権利をできるだけみずからの手中に収めるよう制限することが、刀狩りに込められた権力のロジックなのである。国内平和の実現というのは、そうした権利の制限から派生してくる オ な意図にすぎないのである。

（もちろん、だからといって国内平和の実現という課題が、統治権力にとっても民衆にとっても重要でなかったと言いたわけではない。国内平和が実現され、民衆が自力で問題に対処しなくてはならないという負担から解放されるという契機がなければ、そもそも民衆が暴力の行使にまつわる権利を放棄することはないからである。ただ、そうした国内平和の実現という課題よりも、権力のロジックに内在する意図のほうが一義的だということだ。）

刀狩りがめざしていた方向というのは、したがって、百姓がみずから武装することで確保していた、自分で紛争解決する権利や決定する権利を、天下統一を果たした統治権力のもとへ カ ことだったといえるだろう。藤木が実証的に示したように、統治権力に抵抗できないよう百姓を武装解除することが刀狩りの目的だったのではない。ヨーロッパの政治思想の語彙でいえば、百姓たちの自然権を（その行使を違法化することで）放棄させて、それを新しい統治権力へと委譲させることが、その課題だった。合法的な暴力の独占のうえになりたつ近代国家の形成の萌芽^{ほうが}を、ここに読み取ることができるだろう。

＊

もちろん、それはあくまで萌芽にすぎない。実際、刀狩りによる百姓の武装権の剝奪は、合法的な暴力の独占という観点からみると、けっして十分なものではなかった。

たとえば、藤木が記しているように、刀狩り以降も、脇差を差すことは百姓にも認められていたり、共同体の外にでる旅行のときや火事するときなどは帯刀が認められたりと、自衛のために武装する権利は民衆のもとに残されていた。また、自然権の委譲といっても、刀狩りが実現しようとしたのは、せいぜい武士の身分と農民の身分を帯刀権のレベルで区別して、百姓たちの自然権の行使を違法化するというところまでであった。

とはいえ、それでもやはり刀狩りが、近代国家の形成にむかう最初の実効的な一歩であったことには変わりがない。刀狩りには、百姓を統治権力に対して抵抗できなくするという目的とは根本的に異なる権力のロジックが、つまり〈暴力への権利〉を管理・統御しようとする権力のロジックが働いていたのだ。

刀狩りを民衆の武装解除だとみなす発想のもとには、権力の目標は力によって支配の関係を確立することにあると考える権力観がある。しかし、^C カ そうした権力観は、完全にまちがっているとははいえないとしても、素朴すぎるだろう。権力の関心は、力による支配の確立そのものにあるのではない。権力にとってより重要な課題となるのは、どのような〈権利〉をどのような人間に対して割り当てるのか、社会のなかにどのような〈権利の体系〉（つまり法）を確立するのか、ということだ。力による支配の確立は、そのための前提手段にすぎない。

a ただし〈権利〉といっても、ここで人権や社会権のようなものを想定してはならない。

b たとえばわたしがこの土地に対する所有権をもっているというとき、他の人間はその土地の所有権からは排除される。

- c すなわち、ここである「権利」とは、たとえば暴力をもちいる権利や、公的に決定する権利、あるいは特定の物件を自由に処分する権利（いわゆる所有権）、さらにはさまざまな「権利」を社会のなかに制定する「権利」（つまり、国家のもつ法を制定する権利）など、「法的に正当だと認められた行為の可能性」のことにほかならない。
- d 刀狩りで帯刀権が武士にだけ認められ、百姓たちはその権利から排除されたのも同じである。
- e ここでいう「権利」とは、人権のような、誰にでもあてはまる普遍的なものではなく、特定の人間にのみあてはまる排他的なものだ。

*

^D 以上の考察は、われわれに封建制における身分制について再考することをうながすだろう。これまでの多くの場合、封建制における身分制は、前近代的な制度として、近代に対立するものとして考えられてきた。しかし、そうした見方は、少なくとも刀狩り以降の近世の身分制については見直されなくてはならない。

刀狩りの意図は、暴力をもちいることにまつわる権利を特定の人間だけに制限しようとするところにあった。武士の身分と農民の身分の区別はその結果として明確化されたのである。藤本は、帯刀が身分を制御する表象として機能していた点を強調しているが、むしろそれは逆に考えられるべきで、暴力をめぐる権利の制御として身分が機能していたことをあらわしている。つまり、刀狩り以降の身分制というのは、「暴力への権利」が特定の人間へと制限され、独占されていくプロセスの最初の段階を示しているのだ。

したがって、刀狩りをつうじて確立された近世の身分制は、近代に対立するものであるどころか、近代を準備するものであると言わなくてはならない。近代国家が合法的な暴力の独占のうえに形成されてくる前提段階として、「暴力への権利」を特定の身分における人間へと限定する近世の身分制があるのである。近世の身分制と近代国家のあいだには、断絶ではなくむしろ連続性を見なくてはならないのだ。

（萱野稔人『暴力と富と資本主義 なぜ国家はグローバル化が進んでも消滅しないのか』による。ただし出題に際して一部表記・表現を改め、省略した箇所がある。）

※ マックス・ウェーバーⅡ一八六四―一九二〇。ドイツの社会学者、経済史学者。主著として『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」』、『国民国家と経済政策』などがある。

問(一) 波線部 i～iii について、カタカナの部分と同じ漢字が使われている語を次の選択肢 1～4 のうちからそれぞれ一つずつ選び、番号をマークせよ。

- | | | | | | | | |
|-----|-----|---|-----|---|-----|---|-----|
| i | ヘイ定 | | | | | | |
| 1 | ヘイ和 | 2 | ヘイ役 | 3 | 貨ヘイ | 4 | ヘイ館 |
| ii | ケン証 | | | | | | |
| 1 | ケン究 | 2 | ケン利 | 3 | ケン拳 | 4 | ケン客 |
| iii | ク除 | | | | | | |
| 1 | 辛ク | 2 | 地ク | 3 | 発ク | 4 | 先ク |

問(二) 空欄ア～カに当てはまる語として最も適切なものを次の選択肢 1～4 のうちからそれぞれ一つずつ選び、番号をマークせよ。

- | | | | | | | | | |
|---|---|------|---|-------|---|-------|---|--------|
| ア | 1 | 分譲 | 2 | 独断 | 3 | 本領 | 4 | 割拠 |
| イ | 1 | かたや | 2 | とりわけ | 3 | なおさら | 4 | もっぱら |
| ウ | 1 | トータル | 2 | オリジナル | 3 | ノーマル | 4 | エコロジカル |
| エ | 1 | 率いた | 2 | 赴いた | 3 | 招いた | 4 | 磨いた |
| オ | 1 | 偶発的 | 2 | 本来的 | 3 | 相補的 | 4 | 副次的 |
| カ | 1 | 示唆する | 2 | 一元化する | 3 | 基礎づける | 4 | 引き戻す |

問(三) 傍線部 A「刀狩りの実態はもっと違ったものだったようだ」について、それでは刀狩りの実態とはどのようなもので

あったのか。本文中の説明として最も適切なものを次の選択肢 1～4 のうちから一つ選び、番号をマークせよ。

1 民衆から武器を没収することで権力に抵抗できないようにするという刀狩りの目的が、刀狩りの現場には伝わって
いなかった、ということ。

2 実際の刀狩りの現場では、鉄砲や鎗などの武具などをすでに当時の百姓は所持していなかったため、その没収自体
がそもそも不可能であった、ということ。

3 諸国の百姓がさまざまな武具を持つことを禁止した刀狩りであったが、実際にはすべての武器が没収されたわけでは
なかった、ということ。

4 鳥獣狩猟などのためには鉄砲や鎗が必要不可欠であることを配慮して、百姓からそれらの武器を没収することは実
際には見送られた、ということ。

問(四) 空欄Ⅰ～Ⅲに当てはまる最も適切な表現を次の選択肢 1～4 のうちからそれぞれ一つずつ選び、番号をマークせよ。

I 1 刀狩りの目的と刀狩りの実態は密接に関連するものだったのである

2 脇に差す刀の数に差をつけることで百姓たちの武装解除を目指したのだ

3 帯刀権の禁止と民衆の武装解除はまったく別の事柄なのである

4 民衆の帯刀権の禁止は農民の暴力性を薄めるための苦肉の策であった

II 1 治安維持のために武力は必要不可欠である

2 戦場での略奪は正当な経済行為である

3 農具と武具は同等の価値を持つ

4 平和な農村はときに暴力的な戦場に変わり得る

III 1 自立した名誉ある人格であることの証

2 やがて国政へと参加するための第一歩

3 村の利益や安全を確保するためのやむを得ない手段

4 紛争を直接裁く権力を持つという統治への欲求

問(五) 傍線部B「なぜ秀吉はそのようなことをしたのか」について、その理由の説明として最も適切なものを次の選択肢

1～4のうちから一つ選び、番号をマークせよ。

1 紛争解決のために百姓がみずから武力を用いることを禁じ、そうした武力行使を大名にも認めないことによって、暴力のない平和な社会の実現をはかるため。

2 百姓がみずから暴力を行使できる権利を制限することを通じて、暴力にまつわる権利を秀吉に代表される統治権力が独占できるようにするため。

3 百姓がみずから武装し、問題があれば暴力に頼って事に当たるといふそれまでの行為を禁じることで、統治権力に抵抗できないようにするため。

4 百姓であつても大名であつても自立的に暴力を用いていた中世社会を脱するとともに、彼らが暴力に頼らない政治的主体になることをうながすため。

問(六) 傍線部C「そうした権力観」について、その内容の説明として最も適切なものを次の選択肢1～4のうちから一つ選

び、番号をマークせよ。

1 合法的に暴力の独占をはかるこそ近代国家の権力性だ、という考え方

2 刀狩りとは民衆の武装権を剝奪するための最適な手段であつた、という見地

3 支配を力によって確固たるものにするのを権力は目指している、という見方

4 法的に正当な権利を人々に割り当てていくことが権力の課題である、という観点

問(七) 本文中の枠で囲まれたa～eは本来の文章の順序ではない。正しく並べ替えるとすれば、どれが最も適切か。次の選

択肢1～4のうちから一つ選び、番号をマークせよ。

1 a | b | d | c | e

2 a | e | b | d | c

3 e | a | b | c | d

4 e | c | b | d | a

問(八) 傍線部D「以上の考察は、われわれに封建制における身分制について再考することをうながすだろう」について、封

建制における身分制はどのように再考できるのか。その説明として最も適切なものを次の選択肢1～4のうちから一つ
選び、番号をマークせよ。

- 1 刀狩りの例からも分かるように、中世から近世にいたるまで日本の封建制および身分制は決して前近代的な制度ではなく、近代の国家制度と同様の意味を持つものであったと考えられる。
- 2 刀狩りとは武士の身分と農民の身分を明確にするために行われたが、そのように暴力をめぐる権利を制限するために身分を利用する方法は、封建制の時代にも近代にも等しく見られるものである。
- 3 刀狩りとは暴力をめぐる権利を特定の人間だけに制限し、統治権力によって管理する手段であった以上、それ以降の近世の身分制は暴力の独占によって成り立つ近代国家制度につながるものでもある。
- 4 暴力の行使にまつわる権利を新たな統治権力のもとで拡散させる刀狩りの手法は、国家だけが合法的に暴力を独占することが不可能となった近代社会においても有効であると考えられる。

問(九) 本文の内容に最もよく合致するものを次の選択肢1～4のうちから一つ選び、番号をマークせよ。

- 1 人々がみずからの武力を行使することで治安維持や紛争の解決をはかった中世の村社会では、刀を持つことはその人の自立した人間としての名誉を示すものでもあった。
- 2 刀狩りによって一般民衆の武器の所持が徹底的に禁じられたからこそ、それ以降に発生した一揆をはじめとする統治権力への抵抗も、鎮圧可能なものとなったのである。
- 3 あらゆる暴力を否定し平和を実現することが近代社会の理想である以上、秀吉がどのような意図を持っていたとしても、彼による刀狩りは近代社会への第一歩であったと考えられる。
- 4 百姓や大名が独自に武力を行使する権利を剝奪した刀狩りは、封建制・身分制を解体する結果をもたらし、それによって日本においても近代国家の制度が形成されていった。

二、問(一)～(三)の設問に答えよ。

問(一) 次の各文について、傍線部の漢字には最も適切な読みを、カタカナには最もよく該当する漢字を、それぞれ後の1～5の選択肢から一つずつ選び、番号をマークせよ。

① 著しい成長をみせた。

1 イチジル 2 アワタダ 3 クダクダ 4 メماغル 5 カイガイ

② 意気地がないことを指摘された。

1 イケジ 2 イソジ 3 イケズ 4 イコジ 5 イクジ

③ 体裁を気にして身動きがとれない。

1 タイセイ 2 テイサイ 3 テイサツ 4 ダイタイ 5 テイセイ

④ 岩場を滑降することにはためらいがある。

1 ショウコウ 2 コッソウ 3 カッソウ 4 カッコウ 5 ナンコウ

⑤ 使役の助動詞の見分けがつけられない。

1 シトウ 2 シヤ 3 ツカイワケ 4 シヤク 5 シエキ

⑥ 宵のミヨウジョウを一人で見つめる。

1 明城 2 明生 3 明星 4 冥星 5 妙浄

⑦ サイシンの注意をはらう。

1 碎身 2 更新 3 細心 4 最審 5 最深

⑧ 洋服のキジを集める。

1 着地 2 生地 3 筋地 4 木地 5 規地

⑨ 整備計画の白紙テツカイを発表した。

1 迭回 2 徹回 3 懲回 4 施回 5 撤回

⑩ タダちに向かわなければならない。

1 攻 2 早 3 只 4 徒 5 直

問(二) 次の文章の空欄A～Jに入る最も適切な語を、それぞれ後の1～15の選択肢から一つずつ選び、番号をマークせよ。
(同じものを重複して用いないこと。)

自分の応援しているチームが試合終了直前、劇的な逆転勝利を収めたときなど、われわれは感激し、隣の見知らぬ人と肩を組み、応援歌を絶叫する。この「われわれ」の充実は圧倒的である。ここでは、人びとが同じ勝利を喜び、同じ敗戦を悲しむ。このAがわれわれを強く魅了する。こうして、「われわれ」であることがBとなる。自分が応援するチームは自分のチームであり、自分とそのチームは一体である。

実現する「われわれ」の時間が短ければ短いほど、われわれはその実現に力を注ぎ、Cでしかない一体化にする。Dする。一体化をCであるとして、この状況にEを保つ者には、至福なる「われわれ」の間は与えられない。一体化のCを真実として受け入れ、その実現に向けて全力を挙げる者が味方であり、それを阻む者が敵である。F、敵か味方かという枠組みは、その都度の試合を超えて、全生活をも覆うことすらある。ここに批判は見られず、条件の確認などさらさらない。こうして、敵か味方かというひとつの基準が絶対化されることになる。

この絶対化は、その及ぶ範囲に限られず、基準を用いる者に対しても関わってくる。というのは、基準を批判することとをしない者、できない者は、すでに基準を用いる者ではなく、基準に支配される者だからである。一旦絶対化した基準は、その後はGさまざまな下位基準を産出し、その下位基準によって細部にわたるまで、その絶対的基準を信奉するものの生を支配する。応援のとき赤い帽子を被るということが決められれば、赤い帽子を被ってこなかった者は、それだけで敵である。なぜなら、まさにHに反しているからであり、それ以外の理由など必要ない。

最初に為すべきは、管理体制を強化することではなく、絶対化されてきた基準にEを取ることである。基準にIである。つまり、これまで奪われていた、放棄してきた、Jを回復し、固定された枠組みを壊すことである。

(池上哲司『傍らにあること 老いと介護の倫理学』による。ただし出題に際して表記・表現を変更し、一部省略した箇所がある。)

1	目的	2	同一性	3	直観
4	一手	5	距離	6	視点の自由
7	自動的に	8	専念	9	民主的に
10	あるいは	11	したがって	12	幻想
13	根拠を与えること	14	批判的に向かうこと	15	決められたこと

問(三) 次のことわざ・慣用句の説明として最も適切なものを、それぞれ後の1～4の選択肢から一つずつ選び、番号をマークせよ。

① 諸手^{もろて}を挙げる

- 1 欲しい物を得るために相手に近づくこと。
- 2 誰にも遠慮せず大いばりで歩き回ること。
- 3 すっかり納得して積極的に同意すること。
- 4 会話の進行に合わせてしぐさを挟むこと。

② 目から鼻へ抜ける

- 1 抜け目なく、物事の判断もすばやいさま。
- 2 要点をおさえて、話をうまく伝えること。
- 3 物を探し出そうとしてひどく疲れること。
- 4 ものごとに集中せず落ち着きのないさま。

③ 尻が割れる

- 1 差し迫った事態になって突然あわてること。
- 2 隠していた悪事がおもてに出してしまうこと。
- 3 考えもなく他人の言動に強く同調すること。
- 4 話し始めるといつまでも続けてしまうこと。

④ のれんに腕押し

- 1 予想もしていないうれしいことがあって、思わず踊り出すこと。
- 2 忘れていたことを急に思い出して、あわただしく行動すること。
- 3 自分の力量や技能を発揮したくて、じつとしてられないこと。
- 4 力を入れても少しも手ごたえのないこと、張り合いのないこと。

⑤ 鰯^{いわし}の頭も信心から

- 1 苦境から脱し、ふさわしい場所を得ることで大いに活躍するようになること。
- 2 つまらないものでも信仰の対象となればありがたく思われるようになること。
- 3 他人が信仰による利益を得たと知って、自分も実行しようと思いつくこと。
- 4 一度手に入れかけて失ったものを惜しむあまりに用心深くなっていくこと。

令和8（2026）年度

全学統一入試：後期

国語

[illegible]